

保安規程

作成年月日 令和 年 月 日

届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	フリガナ 事業場の名称	キョウトシカモガワチョウシャ 京都市かもがわ庁舎					
	所在地	京都市中京区土手町通夷川上る末丸町284 〒604-0901 TEL075-222-3045					
総括管理者	フリガナ マツイ コウジ 氏名 松井 孝治	役職名(所属名) 京都市長					
連絡責任者	フリガナ タケノウチ カツヒコ 氏名 竹ノ内 克彦	役職名(所属名) 庁舎管理課 担当係長					
受電設備	受電電圧	6.6 kV				kV	
	設備容量	250 kVA				kVA	
	最大電力	kW				kW	
	受電用遮断器	7.2 kV	600 A	12.5 kA	kV	A	kA
配電線路	有 ・ (無)						
発電設備	電 圧	V				V	
	出 力	kW				kW	
	原 動 機						
	常用予備						
備 考							

第1章 総 則

(目 的)

第1条 次の事業場(以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

事業場の名称 京都市かもがわ庁舎

(効 力)

第2条 当事業場の電気工作物の設置者(以下「設置者」という。)、職員及び京都市が保安管理業務を委託した者(以下「外部委託先」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、外部委託先の意見を求めるものとする。

(保安管理業務の範囲)

第5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)のうち、外部委託先に委託する業務の範囲については、外部委託先との契約によって定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務は、京都市長(以下、「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

- 2 外部委託先との連絡並びに常時電気工作物の管理を担当し、保安のための巡視点検を行う者(以下、「連絡責任者」という。)及び連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 3 連絡責任者と外部委託先との連絡方法は、外部委託先と協議してあらかじめ定めておくものとする。
- 4 前各項に変更が生じた場合は、直ちに外部委託先へ連絡するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実行しようとするときは、外部委託先の意見を求めるものとする。

- 2 外部委託先から指導、助言又は外部委託先と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な

措置をとるものとする。

- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、その作成及び手続きについて外部委託先と協議の上、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、外部委託先を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、外部委託先がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、外部委託先の意見を求めて計画的に行うものとする。

2 前項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得等保安思想の徹底に関する事項
- (3) 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- (4) その他電気工作物の保安に関する必要な事項

(保安に関する訓練)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、外部委託先の意見を求めて事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止をいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、外部委託先の意見を求めるものとする。

2 外部委託先は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ総括管理者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、外部委託先の監督の下、工事期間中の点検及び竣工検査を受けるものとする。

2 外部委託先は、工事期間中は別表の月次点検に定める外観点検を行うとともに、工事が完成したときには竣工検査を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うものとする。

- 3 工事期間中の点検結果及び工事完了時の竣工検査結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の点検結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には修理、改造等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
- 5 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確しておくものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定)

第13条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、別表第1に定める基準に従い実施するものとする。

- 2 外部委託先は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその職員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- 3 巡視、点検又は測定の結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の結果から技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
- 5 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置(以下、「絶縁監視装置」という。)を設置している場合は、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50リアンペア)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下、「漏えい警報」という。))を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、外部委託先が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

(事故の再発防止)

第14条 事故その他異常が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに外部委託先に連絡をとるものとする。

- 2 連絡を受けた外部委託先は現状を確認の上、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、適切な応急措置をとるとともに必要に応じて臨時点検を行うものとする。
- 3 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置については、外部委託先の指示又は助言を受けて、原因究明及び再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第15条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、操作方法及び発電所を設置する場合には発電機の運転の操作順序、操作方法について、あらかじめ外部委託先の意見を聞いて定めるものとする。

- 2 連絡責任者は、事故その他の異常が発生した場合には、外部委託先及びその他の関係先に迅速に連絡を

行い、その指示又は助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

- 3 事故その他の異常が発生した場合の報告若しくは連絡事項、第1項の操作順序、操作方法等は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 4 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第16条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、外部委託先の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- 2 連絡責任者は、非常災害発生時において迅速に外部委託先に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。
- 3 外部委託先あるいは連絡責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記 録

(記録の保存等)

第17条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、設置者及び外部委託先双方において確認を行い、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び測定記録(日常、月次(隔月)、年次)
 - (2) 電気事故記録
 - (3) 補修工事記録
 - (4) 受電日誌
- 2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
 - 3 前1項の記録に係る書式は別表第2よるほか、外部委託先の書式でも可とする。
 - 4 構内図、単線結線図の様式は別表第3よるほか、外部委託先の書式でも可とする。
 - 5 絶縁監視装置を設置している場合は、警報発生時の受信記録を外部委託先に3年間保存させるものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第18条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は電力需給に関する契約書のとおりとする。

- 2 発電所を設置する場合の需要設備と発電所の分界点は別図に示すとおりとする。

(需要設備の構内)

第19条 当事業所の需要設備及び発電所の構内は別図に示すとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第20条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第21条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(図面、書類の整備)

第22条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第23条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

付 則

1. この規程は、令和 年 月 日から施行する。

自家用係の確認日
令和 年 月 日
確認 (サイン)

巡視点検基準

電気工作物		巡視点検のポイント	日常巡視点検	
			操作者・運転者	連絡責任者
受変電設備、配電設備	支持物	電柱の傾斜		○
		支持金物の腐食		○
		支線のゆるみ		○
	架空線	電線のたるみ		○
		建物、樹木との離隔		○
	架空ケーブル	吊架線のたるみ		○
		樹木との接触		○
	地中ケーブル	埋設付近の掘削、工事		○
		保護管の損傷		○
	受電室、キュービクル	扉の施錠		○
内部からの異音、異臭			○	
屋根、側面の損傷			○	
電気使用場所の設備	電動機	始動時の異音	○	○
		運転中の異音、異臭	○	○
		接地線の外れ	○	○
	電熱装置	可燃物との離隔	○	○
		電線接続部の過熱	○	○
		接地線の外れ	○	○
	照明装置	スイッチの損傷	○	○
		照明灯の不点	○	○
		照明器具の損傷、脱落	○	○
	配線、配線器具	電線、ケーブルの損傷、脱落	○	○
		コンセントの損傷、脱落	○	○
		分電盤、開閉器の損傷	○	○
		コードの損傷	○	○
	その他電気機器類	使用中の異音、異臭	○	○
接地線の外れ		○	○	
非常用予備発電設備	原動機	潤滑油の漏れ		○
		燃料、冷却水の量		○
		運転中の異音、異臭		○
	発電機	運転中の電圧確認		○
		運転中の異音、異臭		○
		接地線の外れ		○
	始動装置	蓄電池の充電電圧		○
		蓄電池の電解液量		○
		空気タンクの圧力		○

(備考) 表中の“○”印は、実施すべき項目を示す。

点 検 基 準

(低圧受電の事業場、設備容量百キロボルトアンペア以下で条件^(注)を満たした事業場、設備容量百キロボルトアンペアを超えている事業場にあつては、低圧絶縁監視装置を設置し条件^(注)を満たした事業所に適用する)

電 気 工 作 物		点 検 ・ 測 定 ・ 試 験	点 検 周 期	
			月次点検 (隔月)	年次点検
受 変 電 設 備 配 電 設 備 (第二変電設備 以降を含む)	引 込 線 、 ケ ー ブ ル 電 線 及 び 支 持 物	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	遮 断 器 、 開 閉 器 類	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保 護 継 電 器 と の 連 動 試 験		○
		絶 縁 油 試 験		必要なとき
		内 部 点 検		必要なとき
	母 線 、 断 路 器 、 計 器 用 変 成 器 避 雷 器 、 コ ン デ ン サ 及 び リ ア ク ト ル	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		絶 縁 油 試 験		必要なとき
		内 部 点 検		○
	配 電 盤 、 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保 護 継 電 器 の 動 作 特 性 試 験		○
		計 器 校 正 ・ シ ー ケ ン ス 試 験		必要なとき
	充 電 装 置 、 蓄 電 池	外 観 点 検	○	○
		充 電 装 置 機 能 点 検		○
		電 池 の 比 重 ・ 液 温 ・ 電 圧 測 定		○
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	
	接 地 抵 抗 測 定		○	
	漏 え い 電 流 測 定	○	○	
受 電 室 、 キ ュ ー ビ ク ル	外 観 点 検	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電 動 機 、 電 熱 装 置 電 気 溶 接 機 、 照 明 設 備 配 線 及 び 配 線 器 具 そ の 他 電 気 機 械 器 具 、 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	接 地 抵 抗 測 定		○	
	絶 縁 状 態 監 視	遠隔常時監視装置による		
非 常 用 予 備 発 電 設 備	原 動 機 、 発 電 機 、 蓄 電 池 そ の 他 電 気 機 器 類 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
		始 動 試 験	○	○
		動 作 試 験		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
		電 池 の 比 重 ・ 液 温 ・ 電 圧 測 定		○
PCB 含 有 電 気 工 作 物	変 圧 器 、 コ ン デ ン サ 、 リ ア ク ト ル 、 放 電 コ イ ル 、 電 圧 調 整 器 、 開 閉 器 、 遮 断 器 等	高 濃 度 PCB (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル) 含 有 電 気 工 作 物 の 確 認		○

(備考1) 表中の“○”印は、実施すべき項目を示す。

(備考2) 工事中は、各設備の外観点検を毎週1回実施する(工事期間中点検)。

(備考3) 「PCB含有電気工作物」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認し、該当する場合は、使用及び廃止(予定)の届出状況の確認を行う。

(注) 条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)による。

点 検 基 準

(隔月1回点検の条件^(注)に該当しない事業場に適用する)

電 気 工 作 物		点 検 ・ 測 定 ・ 試 験	点 検 周 期	
			月次点検 (毎月)	年次点検
受 変 電 設 備 配 電 設 備 (第二変電設備 以降を含む)	引 込 線 、 ケ ー ブ ル 電 線 及 び 支 持 物	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	遮 断 器 、 開 閉 器 類	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保 護 継 電 器 と の 連 動 試 験		○
		絶 縁 油 試 験		必要なとき
		内 部 点 検		必要なとき
	母 線 、 断 路 器 、 計 器 用 変 成 器 避 雷 器 、 コ ン デ ン サ 及 び リ ア ク ト ル	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		絶 縁 油 試 験		必要なとき
		内 部 点 検		○
	配 電 盤 、 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保 護 継 電 器 の 動 作 特 性 試 験		○
	充 電 装 置 、 蓄 電 池	計 器 校 正 ・ シ ー ケ ン ス 試 験		必要なとき
		外 観 点 検	○	○
		充 電 装 置 機 能 点 検		○
	接 地 装 置	電 池 の 比 重 ・ 液 温 ・ 電 圧 測 定		○
外 観 点 検		○	○	
接 地 抵 抗 測 定			○	
電 気 使 用 場 所 の 設 備	漏 え い 電 流 測 定	○	○	
	受 電 室 、 キ ュ ー ビ ク ル	○	○	
	電 動 機 、 電 熱 装 置	○	○	
	電 気 溶 接 機 、 照 明 設 備	○	○	
非 常 用 予 備 発 電 設 備	配 線 及 び 配 線 器 具		○	
	接 地 抵 抗 測 定		○	
	絶 縁 状 態 監 視			
	原 動 機 、 発 電 機 、 蓄 電 池 そ の 他 電 気 機 器 類 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
		始 動 試 験	○	○
		動 作 試 験		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
接 地 抵 抗 測 定			○	
電 池 の 比 重 ・ 液 温 ・ 電 圧 測 定			○	
電 気 関 係 保 護 継 電 器 の 動 作 特 性 試 験		○		
PCB 含 有 電 気 工 作 物	変 圧 器 、 コ ン デ ン サ 、 リ ア ク ト ル 、 放 電 コ イ ル 、 電 圧 調 整 器 、 開 閉 器 、 遮 断 器 等	高 濃 度 PCB (ポ リ 塩 化 ビ フェ ニ ル) 含 有 電 気 工 作 物 の 確 認		○

(備考1) 表中の“○”印は、実施するべき項目を示す。

(備考2) 工事中は、各設備の外観点検を毎週1回実施する(工事期間中点検)。

(備考3) 「PCB含有電気工作物」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認し、該当する場合は、使用及び廃止(予定)の届出状況の確認を行う。

(注) 条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)による。

点検基準詳細

電 気 工 作 物		点 検 ・ 測 定 ・ 試 験		
		点 検 項 目	点 検 基 準 詳 細	
引 込 線 、 ケ ー ブ ル 電 線 及 び 支 持 物	外 観 点 検	引 込 線	他物への接触・接近、メッセンジャーワイヤーの損傷・発錆・弛み・接地線の取付状態について目視等により確認する	
		高 圧 ケ ー ブ ル	ケーブルの亀裂・損傷、端末の亀裂・損傷・支持弛み、ハンガーはずれ、保護管の発錆・腐食・コーキング状況、埋設位置表示状態、ハンドホールの状況、接地線の取付状態について目視等により確認する	
		電 線 支 持 物	構内柱の状態、支持物の亀裂、支線の損傷・発錆、支持碍子の亀裂・損傷について目視等により確認する	
	絶 縁 抵 抗 測 定	測定電圧5kV及び10kVで絶縁抵抗測定を行い、弱点比(第2ステップ電圧(10kV)での絶縁抵抗値/第1ステップ電圧(5kV)での絶縁抵抗値)を考慮して判定を行う、ケーブルはG端子接地方式により、絶縁体部位は測定電圧10kV、シース部位は測定電圧250V又は500Vで絶縁抵抗測定を行う		
受 変 電 設 備 配 電 設 備 (第二変電設備 以降を含む)	外 観 点 検	遮 断 器	各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態について目視等により確認する	
		屋 外 開 閉 器	各部の亀裂・損傷・発錆、操作機構の状態、操作紐の劣化、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態について目視等により確認する	
		開 閉 器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、付属ヒューズの損傷・取付状態、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態、刃と刃受のとの接触状態について目視等により確認する	
		絶 縁 抵 抗 測 定	測定電圧5kV及び10kVで絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う	
		保 護 継 電 器 と の 連 動 試 験	保護継電器の整定値における遮断器・開閉器との連動動作特性試験を行う	
		絶 縁 油 試 験	酸化度試験を行う(微量PCB混入の可能性が否定できない場合は実施しないことができる)	
		内 部 点 検	絶縁油の量・色、接触子の肌荒れ、相間絶縁板の状態、接続部の弛み、点検口パッキンの劣化などを確認する	
母 線 、 断 路 器 、 計 器 用 変 成 器 避 雷 器 、 コ ン デ ン サ 及 び リ ア ク ト ル	外 観 点 検	母 線	導体の損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、支持碍子の亀裂・損傷、架台(フレーム)の発錆・変形、接地線の取付状態について目視等により確認する	
		断 路 器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態、固定状態、刃と刃受のとの接触状態について目視等により確認する	
		計 器 用 変 成 器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、接地線の取付状態、付属ヒューズの損傷・過熱について目視等により確認する	
		避 雷 器	各部の変色・碍管の亀裂・損傷、接地線の取付状態について目視等により確認する	

(別表第1の3)

		コンデンサ・リアクトル	各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭・漏油、据付状態、接地線の取付状態について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定		測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う
変圧器	外観点検		各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭・漏油、各指示計の指示・損傷、据付状態、接地線の取付状態について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定		測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う
	絶縁油試験		酸化度試験を行う(微量 PCB 混入の可能性が否定できない場合は実施しないことができる)
	内部点検		絶縁油の量・色、接触子の肌荒れ、タップ板の状況、接続部の弛み、点検口パッキンの劣化などを確認する
	外観点検	配電盤	各部の発錆・変形、計器の指示(電圧・負荷電流等)・破損・変形、配線の損傷・過熱・変色、切替スイッチの良否、端子の過熱・変色、低圧 VT (CT) の異常、低圧開閉器(配線用遮断機)の異常、表示灯、テスト端子の状態、接地線の取付状態について目視等により確認する
		継電器	各部の損傷・発錆・異音、動作表示状態、接地線の取付状態について目視等により確認する
配電盤、制御回路	絶縁抵抗測定		回路電圧に応じ、測定電圧 125V、250V、500V で絶縁抵抗測定を行う
	保護継電器の動作特性試験	地絡継電器	整定値における最小動作電流試験・(連動)動作時間(130%)試験・慣性(400%)試験を行う、方向性付きは最小動作電圧試験・位相特性試験を加えて行う、SOG 機能付きはその動作状況を確認する
		過電流継電器	整定値における最小動作電流試験(限時・瞬時)・(連動)動作時間(200%若しくは300%)試験(限時・瞬時)を行う
		不足電圧継電器	整定値における動作電圧試験・復帰電圧試験・動作時間(70%)試験を行う
		過電圧継電器	整定値における動作電圧試験・復帰電圧試験・動作時間(120%)試験を行う
		漏電火災警報器	整定値における最小動作電流試験を行う
	計器校正、シーケンス試験		電圧計、電流計等により計器の校正を行う、模擬信号等によりシーケンスが目的とおりに働くことを確認する。
充電装置、蓄電池	外観点検		充電電圧、充電電流、液面、各部の損傷・発錆・変形・異音・異臭、各指示計の指示・損傷、切替装置の状態、表示灯(器)、触媒栓、接地線の取付状態、据付状態について目視等により確認する
	充電装置機能点検		充電装置の出力電圧等により、支障なく充電できているか確認する
	電池の比重・液温・電圧測定		パイロットセルで測定を行う

(別表第1の3)

	接地装置	外観点検	各設備の接地線の取付状態の確認を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に接地抵抗測定を行う
		漏えい電流測定	各変圧器のB種接地線毎に漏えい電流測定を行う
	受電室、キュービクル	外観点検	入口扉の状態・施錠、保護柵(フェンス)の状態、外函の発錆・変形・開閉状態、薄いの浸入・吹込・結露、基礎部の状態、小動物の侵入、標識、危険表示、照明の状態、窓の状態、接地線端子盤の状態、PCBの保管状況、消火器の設置状況について目視等により確認する
		外観点検	配線・開閉器・各機器の過熱・損傷・異音・異臭、接地線の取付状態について目視等により確認する
電気使用場所 の設備	電動機、電熱装置 電気溶接機、照明設備 配線及び配線器具 その他電気機械器具 接地装置	絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧125V、250V、500Vで絶縁抵抗測定を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に(やむえない場合は各機器を接続した状態で)接地抵抗測定を行う
		絶縁状態監視	漏れ電流計・絶縁監視装置等による絶縁監視を行う
		外観点検	各部の損傷・汚損・発錆・変色・変形・漏油(水)・異音・異臭、各指示計の指示(電圧・負荷電流等)・損傷、ベルトの張り具合・損傷、エンジンオイルの量・汚れ、冷却水の量・汚れ、ラジエターホースの損傷・劣化について目視等により確認する
非常用 予備発電設備	原動機、発電機、蓄電池 その他電気機器類 接地装置	始動試験	手動操作により単独運転し、起動及び起動時間に支障がないことを確認する
		動作試験	商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに、発電電圧・発電電圧周波数(回転数)が正常であることを確認する
		絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧125V、250V、500Vで絶縁抵抗測定を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に(やむえない場合は各機器を接続した状態で)接地抵抗測定を行う
		電池の比重・液温・電圧測定	パイロットセルで測定を行う
		電気関係保護継電器の動作特性試験	「配電盤、制御回路」の「保護継電器の動作特性試験」に準じる
		高濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有電気工作物の確認	経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」により確認する
PCB含有電気 工作物	変圧器、コンデンサ、リアクトル、 放電コイル、電圧調整器、開閉器、 遮断器等	高濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル) 含有電気工作物の確認	経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」により確認する

(備考) 外観点検は、電路の状態により可能な範囲で実施することとする。

ただし、年次点検等により電路を停電させて実施する場合、より詳細に外観点検を実施することとし、目視に加えて必要に応じ触手、必要な工具等により状態を確認すること。

日常巡視点検記録

事業場名

点 検 対 象 設 備	点 検 結 果			
	実 施 年 月 日			
受 変 電 設 備 配 電 設 備	点 検 者			
	支 持 物			
	架 空 線			
	架 空 ケ ー ブ ル			
	地 中 ケ ー ブ ル			
電 気 使 用 場 所 の 設 備	受 電 室、キュービクル			
	電 動 機			
	電 熱 装 置			
	照 明 装 置			
	配 線、配 線 器 具			
非 常 用 予 備 発 電 設 備	そ の 他 電 気 機 器 類			
	原 動 機			
	発 電 機			
そ の 他	始 動 装 置			
記 事				

電 気 事 故 記 録

年 月 日

記録作成者

速 報 提 出	年 月 日 時	詳 報 提 出	年 月 日	事業場名
提 出 方 法		提 出 方 法		備 考
提 出 先		提 出 先		

件 名						
事 故 発 生 の 日 時		天	候			
事 故 発 生 の 場 所						
事 故 発 生 の 電 気 工 作 物		使 用 電 圧				
事 故 の 状 況						
事 故 の 原 因						
保 護 装 置 の 種 類 及 び 動 作 の 適 否						
被 害 電 気 工 作 物 の 概 要						
他 に 及 ぼ し た 障 害						
供 給 支 障 電 力 及 び 供 給 支 障 時 間		発 電 支 障 電 力 及 び 発 電 支 障 時 間				
復 旧 の 日 時		復 旧 に 要 す る 費 用				
事 故 再 発 の 防 止 対 策						
被 害 者	所 属	氏 名	性 別	年 齢	作 業 経 験 年 数	被 害 の 内 容
自 家 用 電 気 工 作 物 の 概 要	業 種	発 電 電 力		kW	発 電 電 圧	V
		受 電 電 力		kW	受 電 電 圧	kV

(注記) 電気関係報告規則第3条に基づく電気事故報告が必要な事故について、本様式により記録する。

構 内 図

京都市

構内図

年 月 日作成

単線結線図

京都市

単線結線図

年 月 日作成